

告 示

埼玉県告示第八百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

奥秩父特別保護地区

二 区域

奥秩父鳥獣保護区のうち、埼玉県秩父市大滝地内の国有林埼玉森林計画区五十六林班から六十一林班までの区域。（千九百四十三・七ヘクタール）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 指針案

イ 県指定特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定特別保護地区の指定目的

当該区域は、長野県及び山梨県と県境を接する埼玉県の最西部に位置する。その自然環境は亜高山帯又は山地帯に属し、森林としての自然状態がよく保たれている。

また、当該区域では、ニホンカモシカ（特別天然記念物）をはじめ、クビワコウモリやクマタカ（いずれも本県のレッドデータブックで絶滅危惧「B類」絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）など、希少な種や、生息分布が局限されている種の生息が確認又は推定されている。

さらに、当該区域は、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に指定さ

れている「秩父山地生物群集保護林」の一部である。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、法第二十九条第一項に基づく特別保護地区に指定し、森林鳥獣の生息地の保護を図るものである。

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県秩父環境管理事務所

六 縦覧期間

令和六年七月十二日から令和六年七月二十六日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課